【2025年度任意継続保険料額表】

・退職月の「健康保険料」給与控除金額より、任意継続保険料をご確認いただくことができます。

■任意継続保険料の確認方法

- (1)退職月の「健康保険料」給与控除金額を確認し、【表①】の<A>またはに該当する金額の行をご覧ください。 なお、23,800円/または26,320円以上の方は、23,800円/または26,320円の行をご覧ください。
- (2) (1)でご確認いただいた該当の行にあてはまる、【表②】中の金額をご覧ください。
- (3) (2)の ご自身の年齢に該当する「<C>健康保険料」または「<D>合計保険料」の金額が任意継続保険料です。

- ・保険料は、料率改定・平均標準報酬月額の変更等により、毎年4月に見直しがあります。
- ・2026年3月31日以降にご退職される方は、翌年度以降の保険料率が適用されます。詳細は当健保組合までお問合せください。

【表①】				
	<a>			
標準報酬月額 (千円)	退職月の 健康保険料給与控除金額(円)/月 ※勤務先によっては退職月に2ヶ月分の保険料が 控除される場合があります。1ヶ月あたりの控除額を 当てはめてください。			
58	2,465	2,726		
68	2,890	3,196		
78	3,315	3,666		
88	3,740	4,136		
98	4,165	4,606		
104	4,420	4,888		
110	4,675	5,170		
118	5,015	5,546		
126	5,355	5,922		
134	5,695	6,298		
142	6,035	6,674		
150	6,375	7,050		
160	6,800	7,520		
170	7,225	7,990		
180	7,650	8,460		
190	8,075	8,930		
200	8,500	9,400		
220	9,350	10,340		
240	10,200	11,280		
260	11,050	12,220		
280	11,900	13,160		
300	12,750	14,100		
320	13,600	15,040		
340	14,450	15,980		
360	15,300	16,920		
380	16,150	17,860		
410	17,425	19,270		
440	18,700	20,680		
470	19,975	22,090		
500	21,250	23,500		
530	22,525	24,910		
560	23,800	26,320		

【表②】

任意継続保険料(円) 1ヶ月分				
<c></c>	<d></d>			
40歳未満 または65歳以上	40歳以上65歳未満			
健康保険料	健康保険料	介護保険料	合計保険料	
5,452	5,452	754	6,206	
6,392	6,392	884	7,276	
7,332	7,332	1,014	8,346	
8,272	8,272	1,144	9,416	
9,212	9,212	1,274	10,486	
9,776	9,776	1,352	11,128	
10,340	10,340	1,430	11,770	
11,092	11,092	1,534	12,626	
11,844	11,844	1,638	13,482	
12,596	12,596	1,742	14,338	
13,348	13,348	1,846	15,194	
14,100	14,100	1,950	16,050	
15,040	15,040	2,080	17,120	
15,980	15,980	2,210	18,190	
16,920	16,920	2,340	19,260	
17,860	17,860	2,470	20,330	
18,800	18,800	2,600	21,400	
20,680	20,680	2,860	23,540	
22,560	22,560	3,120	25,680	
24,440	24,440	3,380	27,820	
26,320	26,320	3,640	29,960	
28,200	28,200	3,900	32,100	
30,080	30,080	4,160	34,240	
31,960	31,960	4,420	36,380	
33,840	33,840	4,680	38,520	
35,720	35,720	4,940	40,660	
38,540	38,540	5,330	43,870	
41,360	41,360	5,720	47,080	
44,180	44,180	6,110	50,290	
47,000	47,000	6,500	53,500	
49,820	49,820	6,890	56,710	
52,640	52,640	7,280	59,920	

- ◆標準報酬月額560千円(退職月の健康保険料給与控除金額23,800円/月または26,320円/月)以上の方の任意継続保険料は、次の通りです。
 - ・40歳未満または65歳以上の方 ⇒ <u>52,640円</u> ※健康保険料のみ徴収
 - ·40歳以上65歳未満の方 ⇒ <u>59,920円</u> ※【健康保険料:52,640円+介護保険料:7,280円】の合計額を徴収 ※当健保組合においては、40歳以上65歳未満の被保険者から介護保険料を徴収しています。

【任意継継続保険料の納付について】

- ・任意継続の資格取得手続きは、「任意継続被保険者資格取得申請書」の提出と初回保険料の入金により完了します。
- ・保険料の前納払(半年払:4月~9月・10月~翌年3月/年払:4月~翌年3月)をご希望の場合は当健保組合に お申し出ください。ただし、納付期限の関係上、お申し出時期によっては前納開始月についてご希望に沿えない 場合がありますので、ご了承ください。

※前納払における納付期限:前納開始月の前月末日(末日が土日祝日の場合は翌営業日)